

### 第3回智頭町議会定例会会議録

平成27年9月11日開議

#### 1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第69号 平成26年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第70号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第71号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第72号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第73号 平成26年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第74号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第75号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第76号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第77号 平成26年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第78号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第79号 平成26年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第80号 平成26年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第81号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
- 第17. 議案第82号 平成27年度智頭町国民健康保険業特別会計補正予算

(第2号)

- 第18. 議案第83号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第19. 議案第84号 平成27年度智頭町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第20. 議案第85号 平成27年度智頭町病院事業会計補正予算(第1号)
- 第21. 議案第86号 智頭町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 第22. 議案第87号 智頭町個人情報保護条例の一部改正について
- 第23. 議案第88号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 第24. 議案第89号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第25. 議案第90号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第26. 議案第91号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第27. 陳情について

## 1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第69号 平成26年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第70号 平成26年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第71号 平成26年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第72号 平成26年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第73号 平成26年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第74号 平成26年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 第10. 議案第75号 平成26年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第76号 平成26年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第77号 平成26年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第78号 平成26年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第79号 平成26年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第80号 平成26年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第81号 平成27年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
- 第17. 議案第82号 平成27年度智頭町国民健康保険業特別会計補正予算（第2号）
- 第18. 議案第83号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19. 議案第84号 平成27年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第20. 議案第85号 平成27年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第21. 議案第86号 智頭町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 第22. 議案第87号 智頭町個人情報保護条例の一部改正について
- 第23. 議案第88号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 第24. 議案第89号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第25. 議案第90号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について
- 第26. 議案第91号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第27. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 高橋達也

2番 大藤克紀

3番 岩本富美男

4番 中野ゆかり

5番 平尾節世

6番 谷口雅人

7番 岸本 眞一郎  
9番 石谷 政輝  
11番 大河原 昭洋

8番 徳永 英太郎  
10番 酒本 敏興  
12番 南 肇

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（18名）

町	長	寺谷 誠一郎
副町	長	金児 英夫
教育	長	長石 彰祐
病院事業管理者		安藤 嘉美
総務課	長	葉狩 一樹
企画課	長	河村 実則
税務住民課	長	矢部 整
教育課	長	西沖 和己
地域整備課	長	草刈 英人
山村再生課	長	上月 光則
地籍調査課	長	岡田 光弘
福祉課	長	國政 昭子
税務住民課参事兼水道課長		藤森 啓次
福祉課参事		江口 礼子
福祉課参事		小谷 いず美
会計課	長	矢部 久美子
病院事務次長		寺谷 和幸
代表監査委員		小林 新

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局長 寺坂 英之  
書記 塚越 奈緒子

開 会 午前10時31分

## 開 会 あ い さ つ

- 議長（南 肇） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第3回智頭町議会定例会を開会します。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

### 日程第1． 会議録署名議員の指名

- 議長（南 肇） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、高橋達也議員、2番、大藤克紀議員を指名します。

### 日程第2． 会期の決定

- 議長（南 肇） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から9月25日の15日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（南 肇） 異議なしと認めます。  
よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの15日間と決定しました。

### 日程第3． 諸般の報告

- 議長（南 肇） 日程第3、諸般の報告を行います。  
常任委員会の委員長、副委員長の選任について報告します。去る7月30日、それぞれの常任委員会が開催され、正副委員長の互選結果の報告がありましたので報告します。

総務常任委員長に徳永英太郎議員、副委員長に大藤克紀議員、民生常任委員長に平尾節世議員、副委員長に岸本眞一郎議員、議会広報常任委員長に高橋達也議員、副委員長に岩本富美男議員。以上です。

次に、議会運営委員会の委員長、副委員長の選任について報告します。去る7月30日、議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選結果の報告がありましたので報告します。

委員長は酒本敏興議員、副委員長に石谷政輝議員。以上です。

次に、同和問題調査特別委員会委員長の辞任及び選任について報告します。去る7月30日に同和問題調査特別委員会が開催され、7月30日付で大河原昭洋委員長より提出された辞職願が承認されました。欠員になった委員長について互選の結果、委員長に谷口雅人議員が改めて選任されました。

なお、この同和問題調査特別委員会の小委員会委員に高橋達也議員が選任されたので、あわせて報告します。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、平成27年7月分から8月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、智頭町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度健全化判断比率について並びに平成26年度資金不足比率についての報告がありました。お手元に写しを配付しておりますので、ご承知ください。

次に、お手元に配付のとおり、議員派遣及び委員派遣の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、今期議会の説明員につきましては、9月4日付をもって町長、教育長並びに代表監査委員に出席を要求しております。

次に、前臨時議会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりますので後ほどごらんいただき、議会活動また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第69号から日程第26．議案第91号まで 23案一括上程

○議長（南 肇） 日程第４、議案第６９号 平成２６年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第２６、議案第９１号 智頭町教育委員会委員の任命についてまでの２３議案を一括して議題とします。

なお、日程第４、議案第６９号から日程第２６、議案第９１号までの２３議案に対する本日の日程は、提案理由の説明及び質疑までとします。

町長に提案理由の説明を求めます。

寺谷町長。

○町長（寺谷誠一郎） 本日ここに第３回定例町議会を招集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第６９号から議案第８０号は、平成２６年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものです。この１２議案につきましては、去る８月２０日から９月１日までの間、監査委員により監査を受けた結果、その意見を添えて本議会の認定を求めるものです。

次に、議案第８１号から議案第８５号までは、補正予算についてです。議案第８１号 平成２７年度智頭町一般会計補正予算について、主なものを説明します。

総務費の一般管理費では、個人番号制度の導入に伴うパンフレット購入経費及びシステム設定に要する経費を、訴訟対策費では、訴訟着手費用をそれぞれ計上しています。

まちづくり事務費では、町勢要覧の増刷を、行政情報システム推進費では、地方自治体間の総合行政ネットワークの機器更新に要する経費を、移住定住促進事業では、東部地域１市４町連携による移住定住相談会に要する経費のほか、Ｕ・Ｊ・Ｉターン住宅支援補助金及び定住促進対策補助金の増額を、また地域情報化推進事業では、ひかり電話、光インターネット接続及び告知端末放送や町内無料電話に関するネットワークシステムサーバーの保守、運用、更新に要する経費を、空き校舎等の利活用推進では、先進地視察に要する経費のほか、旧山郷小学校の音響修繕に要する経費をそれぞれ計上しています。

民生費の社会福祉総務費では、時間外勤務手当のほか、出産・育児一時金の増額に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金を、老人福祉費では、老人ホーム等の施設に一時的に宿泊させ、生活習慣の見直しや体調の調整をする生活管理指

導短期宿泊事業の利用増加に伴う増額を、介護保険事業特別会計繰出金では、事務費繰出金等の減額をそれぞれ措置しています。

また、老人福祉センター管理事業では、給湯室の防火排煙設備の修繕に要する経費を計上しています。

放課後児童クラブでは、現在使用している旧土師小学校図書室の天井修繕に要する経費を、保育園事務費では、ほのぼの保育所広域入所負担金の増額を、子育て世帯臨時特例給付金給付事業では、給付金の増額をそれぞれ措置しています。

また、保健衛生総務費では、臨時職員の雇用に要する経費を計上しています。

農林水産業費の農業振興費では、鳥獣等被害防止事業について、東部地域1市4町で進めている射撃場整備工事の増額変更に伴う負担金の増額を、地籍調査事業では、事業費の確定による減額を、農業集落排水費では、県補助金の確定に伴う農業集落排水施設整備基金積立金を増額しています。

また、緑の産業活力創生プロジェクト事業では、智頭木材流通加工協同組合の木材加工施設導入のための経費を措置しています。

観光費の観光事業では、地方創生上乘せ分として、東部地域1市4町連携による広域観光に要する経費を、また来年4月に実施されます第40回柱祭りPRのためのミニチュア制作に要する経費をそれぞれ計上しています。

土木費の道路維持費では、道路台帳修正業務委託料及び工事請負費の増額を措置しています。

消防費の防災費では、移動系防災無線の保守点検委託料の増額を措置しています。

教育費の国際交流事業では、韓国楊口郡中学校との青少年交流事業の中止に伴う減額を、歴史の道整備活用推進事業では、崩落部分の拡大による工事請負費の増額を、また石谷邸保存活用整備事業では、蔵のしっくい及び外壁石積の修繕に要する経費をそれぞれ計上しています。

体育施設管理費では、旧山形小学校体育館の雨漏り箇所増加に伴う設計監理料及び工事請負費をそれぞれ増額しています。

その他、年度後半の時間外勤務手当の所要額を、特別会計を含め計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は5,860万1,000円であり、補正後の予算総額は70億2,001万5,000円となります。

議案第 8 2 号 智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算は、時間外勤務手当、出産一時金の増額のほか、高額医療費共同事業拠出金の額の確定に伴う増額をそれぞれ措置しています。

議案第 8 3 号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算は、時間外勤務手当の増額のほか、平成 2 6 年度介護給付費等の額が確定に伴う償還金を措置しています。

議案第 8 4 号 智頭町水道事業会計補正予算は、ポンプ動力費のほか、配水管修繕の増額、メーター交換に要する経費をそれぞれ計上しています。

議案第 8 5 号 智頭町病院事業会計補正予算は、院内保育の増加に伴う繰入金措置のほか、資本的支出で新会計制度に伴う措置及び看護師奨学金の増額をそれぞれ措置しています。

次に、条例案件につきまして説明します。

議案第 8 6 号 智頭町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定につきましては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する鳥獣被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等、鳥獣被害対策の実践的な活動を行う鳥獣被害対策実施隊を設置するため、必要事項を定めるものです。

あわせて鳥獣被害対策実施隊員の報酬を定めるため、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を改正するものです。

議案第 8 7 号 智頭町個人情報保護条例の一部改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報の取り扱いについて規定するものです。

議案第 8 8 号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正につきましては、被用者年金制度の一元化を図るために、厚生年金保護法等の一部改正する法律の制定により、公務員の年金制度が厚生年金保険に一元化されることに伴い、条文の整備を行うものです。

議案第 8 9 号 智頭町手数料徴収条例の一部改正につきましては、個人番号法の施行に伴い、個人番号通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料について、条文の整備を行うとともに、住民基本台帳カード交付手数料の規定を削除するものです。

議案第 9 0 号 智頭町特別医療助成条例の一部改正につきましては、子どもの医療費に対する助成対象を拡大するため改正するものです。

次に、人事案件ですが、議案第91号 智頭町教育委員会委員の任命につきましては、伊藤學氏が平成27年9月30日で任期満了となるため、新たに徳永起宏氏を任命したいので、本議会の同意を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明申し上げました。詳細については主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いしまして、簡単ではありますが説明を終わります。

○議長（南 肇） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第69号 平成26年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15、議案第80号 平成26年度智頭町病院事業会計決算の認定についての12議案は、決算審査意見書が提出されております。

この際、監査委員の審査意見の報告を求めます。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） ただいまご指名をいただきました、代表監査委員の小林です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、決算審査の報告をさせていただきます。

皆様のお手元にあります決算審査意見書は、町長より提出されました平成26年度の決算関係の書類に基づき、中野監査委員と審査を実施した結果を取りまとめたものでございます。

平成26年度智頭町一般会計・特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査について報告します。

まず、1ページをごらんください。第1の審査の対象につきましては、平成26年度智頭町一般会計歳入歳出決算、各特別会計の歳入歳出決算、各会計歳入歳出決算事項別明細書、各会計実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況に関する調書を対象にしています。

第2の審査の期間につきましては、平成27年8月20日から9月1日までの7日間となっています。

第3の審査につきましては、審査に付された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況に関する調書について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合しています。また、所管課から提出された資料により、関係職員の説明を求めるとともに、当年度に実施した定期監査及び例月出納検査の結果も参考として審査しています。

第4の審査の結果につきましては、各会計歳入歳出決算書及び決算附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、記載された計数は正確であります。また、予算の執行状況及び財務に関する事務の処理は適正に行われており、基金の運用状況についてもその計数は正確であり、適正に運用されています。

第5の決算の概要につきましては、1ページから35ページで説明しています。最初に、1ページから2ページで総括として一般会計と特別会計を合わせた決算規模、決算収支について、2ページから6ページで普通会計における財政状況について、6ページから23ページで一般会計の款別の歳入歳出決算状況について、23ページから33ページで各特別会計の決算状況について、それぞれ予算執行状況、対前年度比較、増減要因分析等により説明しています。このうち2ページから6ページで普通会計の数値により、財源の構造、歳出の構成について、四つの指標により財政分析を行い、将来にわたる実質的財政負担についても説明しています。33ページでは財産の状況について、34ページで基金の運用状況について説明し、34ページから35ページで審査の意見について述べております。なお、本審査の参考にするため、決算審査資料及び会計決算監査各課指摘事項を添付しております。

それでは、34ページをごらんください。

決算の具体的内容の具体的な説明は、時間の制約もあることから省略させていただき、決算概要を審査意見にまとめておりますので、審査意見をごらんください。

審査意見。一般会計及び特別会計を合わせた決算額は、歳入を115億4,051万8,409円、歳出110億2,710万3,349円となり、前年度に比して、歳入で10億8,782万2,890円、10.4%、歳出では11億9,445万8,134円、12.1%の増となっています。

これを決算収支で見ると、形式収支から事業の繰り越しに伴い、翌年度への繰越財源を差し引きした実質収支は、一般会計で3億2,837万2,669円の黒字、特別会計で1億6,347万391円の黒字、総額で4億9,184万3,060円の黒字であります。ただし、単年度収支においては5,059万335円の赤字となっております。内訳としては、一般会計が8,204万3,609円の赤字、特別会計は3,145万3,274円の黒字となっています。

決算の状況を一般会計、特別会計合わせた総額で見ると、歳入では、調定額に

対する収入未済額の割合は98.9%となっており、1億2,939万3,309円の収入未済額が生じております。この主なものは、一般会計で町税1,396万3,824円など、1,981万759円、国民健康保険事業特別会計で1,180万5,128円、住宅新築資金等貸付事業特別会計で7,210万1,386円、公共下水道事業特別会計で2,193万7,556円であります。

累積する収入未済額の解消は、自主財源の確保や町民負担の公平を期する観点からも極めて重要であり、所管課と収納対策本部が連携するなど、全庁を挙げての実効の上がる滞納対策により、一層取り組むよう要望します。

なお、不納欠損処分につきましては、今後も滞納者の実態把握と分析を強化し、不納欠損に至るまでに適切な収納努力を行うなど、慎重かつ厳正に取り扱われたい。

歳出では、予算執行率は前年度に比して4.9ポイント上回る92.3%となっている。未執行額のうち翌年度繰越額は2億5,111万1,000円で、前年度に比して6億9,789万5,000円、73.5%減少しているが、依然として多額の繰越額が認められるので、計画的、効率的な事業の推進に配慮されるよう要望する。

一方、不用額については6億6,256万4,651円で、前年度比1億9,801万1,866円、42.6%増加している。毎年指摘しているところでありますが、それぞれの費目において生じた理由はあるものの、総計予算の原則から勘案すれば、多額の不用額が生じることは好ましくなく、今後とも早い時点で減額補正の必要が生じた事業は補正予算を組み、スピード感のある確な予算積算と適切な予算執行を行い、決算見込みの把握を確実に行った予算の執行を行われたい。

歳出に当たっては、各施策・事業の緊急性、必要性、重要性等を見きわめた上で効率的、効果的な経費支出を図ることにより、よりよい町民サービスの提供と町民福祉の向上に努められたい。

財政分析指標を見ると、経常収支比率は84.9%で上昇傾向にあり、前年度に比して財政の硬直化が進んでいる。今後新たな行政需要、防災・減災や少子高齢化の進展に伴う扶助費等の増加が見込まれる中、自主財源の確保や事務事業の見直しにより、事務的経費、物件費、扶助費等の経常的経費の抑制に努め、財政の硬直化防止と弾力性確保が求められる。

公債費負担比率は11.9%、警戒ラインが15%であるが、今年度の実質財政負担は大幅増となり、今後も普通建設事業の増加が見込まれることから、将来同比率の上昇要因となっている。このような行政需要に対して事務事業を推進するには、必然的に町債に依存することになるため、公債費の動向には特に留意し、健全財政に努めることが望まれる。今度とも経常収支比率、公債費負担比率等に特に留意し、健全財政の保持に努められたい。

厳しい財政事情の中で積極的に行政需要に対処し、財政運営がなされていますが、今後の町政に当たっては、人件費、扶助費及び公債費等の事務的経費の動向に特に配慮し、事務事業の健全化や公債費の増の要因となる普通建設事業の実施に当たっては十分検討し、町税収入率の向上や受益者負担の適正化を図るなど、財源の確保に一層努め、事務事業の決定した精査と選択によって行政効果の向上を図り、さらなる財政健全化への取り組みを積極的に推進し、持続可能な財政運営に努められたい。

続きまして、平成26年度智頭町水道事業会計の決算審査について報告します。

皆様のお手元にあります決算審査意見書は、平成26年度の決算関係の書類に基づき、徳永監査委員と決算審査を実施した結果を取りまとめたものでございます。

それでは1ページをごらんください。

第1の審査の対象につきましては、平成26年度智頭町水道事業会計決算を対象にしています。

第2の審査の期間については、平成27年6月26日の1日です。

第3の審査の方法につきましては、審査に付された決算書及び附属書類が法令に準拠して作成されているか、また会計処理の手続が適正にされているか照合するとともに、関係職員からの説明の聴取を行う等、通常審査手続により実施しました。事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行うとともに、地方公営企業法第3条の規定の趣旨に沿って運営されているかについて審査しました。

第4の審査の結果につきましては、決算審査に付された決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、かつ計数も正確で、会計諸帳簿や証拠書類と合致しており、経営成績及び財政状況が適切に表示されていると認めました。また、剰余金の処分についても適切であり、予算の執行についてもおおむね適正に執行されていると認めました。

第5の審査の概要につきましては、1ページから11ページで業務の状況、予算の執行状況、経営状況、財政状況、資金運用状況、キャッシュフロー計算書、剰余金計算書、財政分析、工事の実施状況の順番で説明し、11ページから12ページで審査意見について述べています。

なお、本審査の参考にするため、決算審査資料を添付しています。

このたび地方公営企業会計基準の大幅な見直しがありましたので、最初に、当企業にかかわる会計基準の見直しの重要なポイントについて説明します。

5ページの9行目をごらんください。これは、みなし償却制度についての説明です。みなし償却制度とは、地方公営企業が固定資産を取得する際に、その財源として国庫補助金等を充当した場合に、当該固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた国庫補助金等に相当する金額を控除した金額を帳簿価額とみなして各事業年度の償却額を算出することができる制度であり、任意適用となっています。これは要するに、補助金により取得した償却資産は減価償却をしなくてもよいという制度です。しかしながら、今般の会計基準の見直しでみなし償却制度が廃止になり、補助金対象の償却資産は減価償却をしなければならなくなりました。こうしたことから、補助金対象の償却資産にみなし償却制度を採用していたか否かにより、当年度の決算処理が大きく異なってきます。

決算審査資料の最後から2ページの補足説明の①の丸の3番目をごらんください。償却資産取得財源としての補助金、水道事業の場合は工事負担金で表示されていますけども、従来、資本の部である資本剰余金に直接計上してきましたが、今般の見直しにより、収益として計上されることになりました。ただし、全額収益計上するのではなく、一旦負債の部の長期前受金に計上し、減価償却費にあわせて収益化することになりました。最終的には、長期前受金は繰延収益という勘定で表示されています。

これは、補助金対象の償却資産は減価償却をし、費用化をしますが、損失を発生させないような会計処理ができるようにしたということでもあります。貸借対照表では、長期前受金は繰延収益という勘定で表示され、資本勘定でもなく負債勘定でもなく、中間的な意味合いを持った勘定科目となっています。

当企業はみなし償却制度を採用せず、補助金対象の償却資産を含めて全部焼却を行っており、みなし償却制度が廃止になったことから、会計処理としては①の資本の部の資本剰余金に計上した償却資産取得財源としての補助金を一旦負債の

部の長期前受金に3億8,000万振り替える。2番目の補助金の償却資産で、既に減価償却された部分に見合う金額を長期前受金から資本の部の利益剰余金、これはその他未処分利益剰余金変動額ですが、1億9,300万振り替え、収益化する。3として、当年度の補助金対象の償却資産の減価償却費に対応する金額を前受金から1,000万円を振り替え、長期前受金戻入れとして営業外収益に計上し、収益化する。

こうした会計処理によって損益計算書に与える影響としては、③の処理で1,000万円が増益となっています。貸借対照表に与える影響としては、①の処理で資本剰余金が3億8,000万減額し、②の処理で利益剰余金が1億9,700万の増額となり、この結果、剰余金は1億8,300円の減額となっています。

次に、補足説明③の借入資本金をごらんください。これまでの資本の部に計上してきた借入資本金を負債に計上することになりました。この会計処理による貸借対照表に与える影響として、借入資本金が1億円減額となっています。

以上の会計基準見直しのポイントを踏まえ、次に11ページをごらんください。決算の個別内容の具体的な説明は、時間の制約もあることから省略させていただき、決算概要を審査意見にまとめていますので、審査意見をごらんください。

審査意見について。平成26年度の事業実施の状況を見ると、智頭テクノパークの上水道施設の新設及びこれに合わせた給水区域拡張を行っている。給水状況については、給水コストが微増、給水人口微減で行政区域内人口に対する上水道の普及率は34.6%となり、前年度と同水準である。給水区域内人口に対する普及率は97.0%となる。有収率は68.6%、前年度64.9%、類似団体平均は73.3%、全国平均で90.1%と、前年度と比べ3.7ポイント上昇していますが、類似団体及び全国平均を下回っている。水資源の有効活用の観点から、今後も引き続き漏水調査や老朽配水管の更新など、漏水防止対策を計画的に実施され、有収率の向上に努められたい。

施設の効率性では、施設利用率が42.1%と前年度に比べ3.6ポイント低下、悪化しており、近年減少傾向にあるが、これは給水人口が減少していることなどによるものである。地理的特殊性があるものの、施設の効率性が低い水準にあることから、今後の人口や水事情の動向に注意しながら、施設の適切な維持管理とより効率的な利用を図られたい。

経営状況では、総収益が7,314万4,452円、総費用が6,924万3,6

76円で、差し引き390万776円の当期純利益を計上し、純利益額は前年度に比べ990万7,593円増加している。これは先ほど説明しましたポイントによりますけども、長期前受金戻入れで1,040万9,432円の計上によるものである。当年度未処分利益剰余金は2億479万4,149円で、前年度に比べて1億9,709万8,612円増加している。これは主にその他未処分利益剰余金変動額1億9,319万7,836円の計上によるものであり、いずれも地方公営企業会計基準の見直しにより、新規に計上されたものである。

事業活動の基盤となる営業収支の営業収支比率は95.4%、前年度は95.0%で100%を下回っており、営業損益は297万2,721円の損失である。増益は、単なる会計基準の見直しによる経理上のことであり、実態としての業績が改善することとは異なる点に留意する必要がある。有収水量1立米当たりの供給単価と給水原価の関係を見る料金回収率は88.2%と100%を下回っており、経営に必要な経費を料金で賄うことができていない状況にある。また、1カ月20立米当たりの水道料金は3,780円で、類似団体平均3,126円、全国平均3,100円を大きく上回っている。引き続き安定した収入の確保とさらなるコスト削減等、合理化の徹底に努められたい。

財務状況では、智頭テクノパーク上水道施設工事により、資産合計が前年度に比べ1億6,466万6,191円増加している。地方公営企業会計基準の見直しにより、借入資本金及び償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金について、資本の部から負債の部に計上することになったため、前年度に比べ、負債は4億3,527万6,890円増加しているけども、資本は2億7,061万702円減少している。この結果、自己資本比率は55%、前年度が87.2%となっている。経営の安全性、健全性については、各指標とも安定していると言えるが、経営健全化のため、可能な限り自己資本の増強に図られる等、財政基盤の強化に努められたい。

資金運用では、資金運用表及びキャッシュフロー計算上からして特に問題はない。料金収納では、収納率の向上に努力されているところであるが、引き続き負担の公平を確保するため、体制の整備と未収金の解消に最善を尽くされたい。

今後の事業運営については、水道管耐震化、老朽管の更新等に多額の資金が必要となることが予想される。今回の会計制度見直しによって、より企業の経営実態に近い形で財務情報を把握できるようになる。中長期的な事業計画の早急な見

直し、危機管理体制の強化を含め、将来においても安心して低コストな水道水の安定供給に努力されるよう要望する。

次に、平成26年度智頭町病院事業会計決算審査について報告します。

皆様のお手元にあります決算審査意見書は、平成26年度の決算関係の書類に基づき、徳永監査委員と決算審査を実施した結果を取りまとめたものでございます。

それでは、1ページをごらんください。

第1の審査の対象につきましては、平成26年度智頭町病院事業会計決算を対象にしています。

第2の審査の期間は、平成27年7月27日の1日です。

第3の審査の方法につきましては、審査に付された決算書及び附属書類が法令に準拠して作成されているか、また会計処理の手続が適正にされているか照合するとともに、関係職員からの説明の聴取を行う等、通常審査手続により実施した。事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行うとともに、地方公営企業法第3条の規定の趣旨に沿って運営されているかについて審査しました。

第4の審査の結果につきましては、決算審査に付された決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成され、かつ計数も正確で、会計諸帳簿や証拠書類と合致しており、経営成績及び財政状況が適切に表示されていると認めました。また、剰余金の処分についても適切であり、予算の執行についてもおおむね適正に執行されていると認めました。

第5の審査の概要につきましては、1ページから12ページで業務の状況、予算の執行状況、経営状況、財政状況、資金運用状況、キャッシュフロー計算書、剰余金計算書、財務分析の順番で説明し、12ページから13ページで審査意見について述べています。

なお、本審査の参考にするために決算審査資料を添付しています。

水道事業と重複しますが、地方公営企業会計基準の大幅な見直しがありましたので、まず最初に、当企業に係る会計基準の見直しの重要なポイントについて説明します。

決算審査資料の最後のページから3ページの補足説明をごらんください。みなし償却制度の定義については、水道事業会計決算で説明しましたので省略させていただきます。

補足説明の①の○の3番の補助金により取得した償却資産にかかわる会計処理、みなし償却を採用の場合をごらんください。水道事業の場合はみなし償却制度を採用してませんでしたけども、当事業の場合はみなし償却制度を採用しています。補助金対象の償却資産の減価償却を実施しておらず、損金処理をしていません。したがって、その簿価は取得時の金額で、減額がなされていません。③の償却資産取得財源としての補助金は、従来、資本の部である資本剰余金に直接計上してきましたが、今般の見直しにより収益として計上されることになりました、ただし、全額収益計上するのではなく、一旦、負債の部の長期前受金に計上し、減価償却費にあわせて収益化することになりました。最終的には長期前受金という、繰延勘定勘定という勘定で表示されます。

これは、補助金対象の償却資産は減価償却をし、費用化をしますが、損失を発生させないような会計処理ができるということです。貸借対照表では、長期前受金は繰延収益という勘定で表示され、資本勘定でもなく負債勘定でもない、中間的な意味合いを持った勘定科目となっています。

みなし償却制度が廃止になったことから、会計処理としては、資本の部の資本剰余金に計上した償却資産取得財源としての補助金を一旦、負債の部の長期前受金に、病院の場合は7億5,800万円を振り替えています。補助金対象の償却資産については、減価償却をしていませんでしたから、償却時にさかのぼって減価すべき額を負債の部の長期前受金から2億800万振り替えて、収益化して減価償却累計額を計上し、償却資産を同額減額しております。当年度の補助金対象の償却資産の減価償却費に対応する金額を長期前受金から2,600万振り替え、長期前受金戻入として営業外収益に計上し、収益化しております。

この会計処理による損益計算書に与える影響としては、②の処理で補助金対象の償却資産を今まではしておりませんでしたけども、このたび新しく減価償却をし、減価償却費が増加しますけども、同額を営業外収益に計上するため、損益計算書には影響を与えません。貸借対照表に与える影響としては、①の処理で、資本剰余金が7億5,800万の減額、②の処理で、補助金対象の償却資産が2億800万円減額となっています。

次に、補足説明の④の借入資本金をごらんください。これまで資本の部に計上した借入資本金を負債に計上することになりました。この会計処理による貸借対照表に与える影響としては、借入資本金が40億5,800万円の減額となりま

す。

次に、補足説明③の引当金の退職給付引当金をごらんください。当企業が期末時点で退職給付引当金として損失処理をしなければならない金額、これを会計基準変更時差異と言いますけども、2億7,800万円で、一括計上する方法とは別に、当企業は経過措置として認められている費用処理期間5年で対応することになっています。当年度に損失処理する金額は、会計基準変更時差異2億7,800万の5分の1に当たる5,500万円です。したがって、今後4年間にわたり、順次この金額を損失処理をしなければなりません。

以上、会計基準見直しのポイントを踏まえて、次に、12ページをごらんください。決算の個別内容の具体的な説明は、時間の制約もあることから省略させていただき、決算概要を審査意見にまとめていますので、審査意見をごらんください。

審査意見について。平成26年度の業務の実績については、延べ患者数は前年度に比べ1,379人増加している。そのうち入院合計は534人、外来合計は845人増加している。病棟合計の病床利用率が95.3%と高い水準を維持している。また、外来患者数は、皮膚科、整形外科等の増加により、毎年減少傾向にあったが、当年度は増加に転じている。

損益の状況は、総収益が前年度に比べ3,442万5,363円増加し、逆に総費用が3,252万1,409円減少したことにより、5,945万4,043円の当年度純利益を計上し、前年度に比べ6,690万6,772円の大幅な増益となっている。総収益の主な増加要因は、入院外来患者数の増加及び診療単価の増加による医業収益の増加で、総費用の主な減少要因は、地方公営企業会計基準の見直しにより、減価償却費及び引当金の新規計上の損失処理の増加がありましたが、前年度に、25年度に繰延勘定を一括償却したことによる。

財政状況では、資産合計が前年度に比べ2億7,569万831円減少している。これは、地方公営企業会計基準の見直しにより、みなし償却制度を行っていた場合は補助金対象の償却資産から期間経過に対応して減額すべき額2億894万4,861円、減価償却累計額ですが、これを控除することになったためである。負債資本合計についても、この会計基準見直しにより、借入資本金及び償却資産取得または改良に伴い交付される補助金等については資本の部から負債の部に計上することになり、資本は46億5,904万2,299円減少し、負債が4

3億8,335万1,468円増加したため、結果として7,245万5,184円の債務超過となっています。債務超過する自体が問題であるため、債務超過が解消される状態に向かっているのかどうかを注視する必要があります。毎年の債務超過が営業利益の回復に続いて減少しているが、将来この状態が解消される可能性が高く、財務分析上は好ましい傾向と言える。

資金運用状況では、長期資金の不足額は短期資金で補填しており、流動比率は68.9%、前年度は167%で100%を下回り、短期的安全性においては問題がある。ただし、キャッシュフロー計算書では、業務活動によるキャッシュフローで財務活動によるキャッシュフロー、企業債償還一時借入金返済が賄われている。結果として2,124万5,518円の資金増加であることから、資金繰り状況については問題ない。

平成21年3月に策定、平成23年度改定された智頭病院改革プランとの比較では、医業損失は1,745万1,000円減少し、経常利益は5,366万3,000円増加している。当期純利益は3,680万9,000円減少しているが、会計基準見直しによる賞与引当金、退職給付引当金繰入額の9,796万6,000円を考慮すれば、改革プランは上回っており、一定の成果が上がっている。

深刻化する医師・看護師不足などにより地域医療を取り巻く環境は厳しさを増しているが、こうした中で今後とも地域において必要な医療を安定かつ継続的に提供していくため、改革プランに基づく経営改革の取り組みを今後も着実に進めていく必要がある。

平成19年12月に総務省より示された公立病院改革ガイドラインを踏まえ、智頭病院改革プランが作成されている。人口減少や少子高齢化が急速に進展する中で、医療需要が大きく変化することが見込まれており、地域ごとに適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいくことがますます必要になってきている。国、県においても医療介護総合確保推進法の施行、地域医療構想の策定等、医療制度改革の推進がなされている。

こうした中、平成27年3月に総務省より新公立病院改革ガイドラインが示され、新改革プランを策定するものとされている。なお、新改革プランは、地域医療構想の実現に向けた取り組みと連携することが求められており、その内容は、1、経営効率化、2、再編ネットワーク化、3、経営形態の見直し、4、地域医療構想を踏まえた役割の明確化となっている。特に4の役割の明確化においては、

地域医療構想を踏まえて、地域の医療提供体制において果たすべき役割、地域包括ケアシステムの構築に向けての果たすべき役割を明確にすることとしている。これに対応して、一般会計が負担すべき経費の範囲についての考え方及び一般会計と負担の算定基準を記載することとされている。策定期間については、平成27年度または平成28年度中に策定するものとされていることから、新改革プランの策定に早期着手され、病院事業経営の改革に総合的に取り組んでいただきたい。

以上で審査結果の報告を終わります。

決算審査にご協力いただきました関係職員の皆様に、この場をおかりして厚くお礼を申し上げまして、報告を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（南 肇） 小林代表監査委員の報告は終わりました。

議案第69号 平成26年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第80号 平成26年度智頭町病院事業会計決算の認定についての12議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） ちょっと確認ですが、これは監査意見に対しての質疑と捉えていいのでしょうか。これは。

○議長（南 肇） 全般です。全般についての質疑です。

○7番（岸本眞一郎） じゃあ、監査意見について、ちょっと一、二お聞きしたいと思います。

町の会計について、ほんにたくさんの資料、指標をつくっていただいて、本当にわかりやすくなっていると思うんですが、もう少しちょっと踏み込んで聞きたいなと思っているのが、今の町の財政状況の中で、6ページに主な財政指標が出て、県内平均とか他町村との比較ができるようになっております。それが監査意見として公債費負担比率とかそこら辺のいろんなものに意見が出ているんですが、もう少しそこら辺について小林監査の意見というものをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（南 肇） 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） ちょっといろいろ分析はしております。このたび

中学校の改築とか、それともう一つは防災行政無線、これの大型な設備投資がありましたので、いろんな指標について、どちらかといいますと前年度に比べて悪化していると。しかしながら、これはちょっと特別要因というのがありますので、余り悪化したからこれはどうだという話ではなくて、むしろ今後についてこういったものを、これからいろいろと設備投資というか普通建設事業費が見込まれていますので、今後についてやはりこういった、特に私が二つの指標を持ち出しましたけども、こういうことについて注視をしていく必要があるということで、個別個別の指標について、下がったからどうだというコメントは、ちょっと特殊要因というものがあるので、余りそれはしておりません。それは配慮する必要があると思います。以上ですけれども。

○議長（南 肇） 7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 全体の部分についてはわかりましたが、個別の各課共通の指摘の中に、この主要事業実施計画については実施効果等を十分検証し、次年度に反映できる仕組みをつくられたらいいというぐあいに書いておられますが、これは今、議会でも行政評価システムというようなことを考えておるんですが、監査から見たこの仕組みというのは、この行政評価システムと似たようなものと捉えていいのでしょうか。そこらについてはどうのお考えでしょうか。

○議長（南 肇） 小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） 私、監査委員が見ました主要事業説明書というのは、どちらかといいますと、いわゆる事業の実施した経過といいますか、こういうことをしましたということが書いてありまして、その中には一応その効果とかというのを書く欄があるんですけども、余りそういうことは書いていない。ですから、形式的には整っておるんですけども、実際そういった面で踏み込んだコメントがなされていないということで、今、私どもが指摘した、やっぱりそういう説明書自体にそういった実質的な内容を伴う効果と評価できるような説明書にしていきたいというニュアンスの考え方を持っていますので、今、議員さんがおっしゃられたのと同じ方向性だと思います。だから、今の状態でいくと、どうしても結果論でしまったということ、それからできなかったということだけで、そこら辺のことはもう少し踏み込んだ評価を担当者にしていっていただきたいという気持ちで思っております。以上です。

○議長（南 肇） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第69号 平成26年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第80号 平成26年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(南 肇) 異議なしと認めます。

よって、本案は、この際、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時35分

○議長(南 肇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました決算特別委員会の互選の結果、正副委員長が決まりましたのでご報告いたします。

委員長に大河原昭洋議員、副委員長に平尾節世議員、以上のとおりです。

日程第16、議案第81号 平成27年度智頭町一般会計補正予算(第3号)から、日程第26、議案第91号 智頭町教育委員会委員の任命についてまでの11議案についての質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間については、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第16、議案第81号 平成27年度智頭町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

議案の補足説明をお願いいたします。

葉狩総務課長。

○総務課長(葉狩一樹) そういたしますと、補正予算書をごらんいただきたい

と思います。

1 ページ目でございます。議案第 81 号 平成 27 年度智頭町一般会計補正予算（第 3 号）であります。前もって配付いたしております平成 27 年度 9 月補正予算概要、これもあわせてごらんいただきたいと思います。この概要をもとに説明をさせていただきたいと思います。

まず、概要書は 1 ページでございます。補正予算書は 12 ページをごらんいただきたいと思います。一般管理費につきましては、町長の提案理由にありました番号制度、いわゆるマイナンバー制度施行に伴いますパンフレット購入及び機器設定に係る委託料のほか、訴訟着手委託料をそれぞれ措置いたしております。

次に、まちづくり推進費では、これも提案理由にもありました、町勢要覧の増刷に要する経費、それから水力発電周辺地域整備事業につきましては、工事請負費から備品購入費への事業費の組み替えを、また行政情報システム推進費では、地方自治体間の総合行政ネットワーク、これは LGWAN と申しますが、この機器の 5 年更新に要する経費を措置いたしております。移住定住促進事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、地方創生関連として、東部 1 市 4 町連携によります移住定住相談会への旅費を措置しております。また、U・J・I ターン支援事業補助金として、住宅改修、それから空き家奨励金、自治会の支援、それぞれ増額をいたしております。さらには定住促進対策補助金として、住宅改修及び住宅の家賃助成、こういったものの増額の措置をいたしております。また、地域情報化推進事業につきましては、ひかり電話等に関するネットワークシステムサーバーの更新の時期が来ておりますので、この更新に要する経費を措置いたしております。

次に、地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業につきましては、提案理由にもありましたが、旧山郷小学校若杉ホールの音響設備の改修補助金及び研修費を措置いたしております。

同じく補正予算書は 12 ページでございます。ふるさと基金費では、インターネットによるふるさと納税の推進報償費を措置いたしております。

次に、補正予算書では 13 ページでございます。戸籍住民基本台帳事務につきましては、個人番号事務費交付金充当によります財源の更正を、また本年 10 月に実施いたします国勢調査費では、国からの調査委託金の確定によります事業費の減額措置を行っております。

補正予算書は14ページでございます。社会福祉総務費につきましては、これも提案理由にもありましたが、時間外勤務手当及び出産育児一時金の増額に伴います国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額措置をしております。老人福祉費では、老人ホーム等で行う生活管理指導短期宿泊事業委託料の増額のほか、概要書は5ページにわたりますが、事務費繰出金の減額による介護保険事業特別会計への繰出金の減額をそれぞれ措置いたしております。補正予算概要書5ページ、老人福祉センター管理費では、これも提案理由にもありましたが、老人福祉センターの給湯室の防火排煙装置の修繕料を措置しております。

次に、子育て支援推進費の放課後児童クラブにつきましては、旧土師小学校図書室天井の修繕料、それから保育園費につきましては、ほのぼの保育所広域入所負担金として、子ども・子育て支援事業交付金からの予算組み替えを行い、あわせて増額の措置をいたしております。また、補正予算書15ページですが、子育て世帯臨時特例給付金給付事業につきましては、給付金の増額に伴う措置をいたしております。

補正予算書、同じく15ページです、概要書も2ページでございます。保健衛生総務費につきましては、臨時職員1名の雇用に係る経費を措置いたしております。

補正予算書は16ページをごらんください。鳥獣等被害防止事業につきましては、これも提案理由にもありましたが、東部1市4町で進めております射撃場整備工事の増額に伴う負担金の増額を、それから地籍調査費では、事業費の確定に伴います減額措置を、また農業集落排水事業につきましては、県補助金の確定に伴います農業集落排水施設整備基金積立金の増額をそれぞれ措置しております。

補正予算書は17ページでございます。概要書は3ページをごらんください。緑の産業活力再生プロジェクト事業につきましては、新規事業として智頭木材流通加工協同組合が導入いたします機械、節理め加工機への助成措置をいたしております。林道費につきましては、宇波竹之下線用地購入に要する経費をそれぞれ措置いたしております。

補正予算書は、同じく17ページ、概要書も3ページです。観光費につきましては、これも提案理由にありましたが、地方創生関連として、東部地域1市4町による観光連携事業の実施に要する経費として、旅費のほか負担金、補助金を措置しております。また、柱祭りPR用ミニチュア1台の追加制作手数料をそれぞれ

れ措置いたしております。

次に、補正予算書では18ページでございます。道路維持費につきましては、道路台帳の修正業務の委託料及び工事請負費の増額を、都市計画総務費では愛宕公園ポンプ、水道の修繕料を措置いたしております。また、防災費につきましては、移動系防災無線の保守点検委託料の増額措置をしております。

それから、補正予算書19ページでございます。教育費の事務局費につきましては、国際交流事業として韓国楊口郡中学生との青少年交流事業の中止に伴います事業費の減額をいたしております。智頭小学校管理事業では、校舎裏山の枝落とし手数料、それから小学校教育振興費では、教師用の教科書の購入、また中学校の教育振興費につきましては、学校講師賃金の増額をそれぞれ措置しております。なお、小学校教育振興費の備品購入費及び中学校教育振興費の備品購入費につきましては、教育振興のためにと町民の方からいただきました寄附金で、それぞれ図書購入経費を措置いたしております。

補正予算書20ページでございます。文化財整備活用費では、これも提案理由にもありましたが、歴史の道整備活用推進事業として、志戸坂峠越えの崩落拡大によります工事請負費の増額を、石谷邸保存活用整備事業につきましては、石谷家住宅絵はがきの増刷のほか、2号蔵、3号蔵及び外壁石積みの修繕料、それから建築セミナー開催に係ります補助金をそれぞれ措置いたしております。社会同和教育費につきましては、市町村振興交付金の充当によります財源更正を行っております。体育施設費につきましては、これも提案理由にありましたが、旧山形小学校体育館屋根の雨漏り箇所拡大に伴います設計監理委託料及び工事請負費の増額を措置いたしております。

以上、合計5,860万円の補正となっております。

財源といたしましては、補正予算書2ページにありますとおり、国庫支出金から県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、町債をもって措置いたしております。以上でございます。

○議長（南 肇） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩をします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 0時57分

○議長（南 肇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出の款ごと、総務費から民生費、衛生費から土木費、消防費と教育費の4区分に分けて行います。

まず、歳出の総務費から民生費の質疑を行います。

質疑はありますか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） ふるさと基金費で報償費15万計上しているんですが、歳入のほうに一般寄附で30万計上されているんで、多分これがふるさと納税の分に対しての報償費ではないかと思うんですが、ふるさと納税に対してのこの報償の基準的なものはどのようになっておるのでしょうか。

○議長（南 肇） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） これは、インターネット等で今、ふるさと納税ができるシステムをしております、その手数料といいますか、加入促進を図るための、1件のふるさと納税に対する報償を、インターネットを介して取りまとめをいただいております企業のほうに報償費として支払っていただくというものでございます。

○議長（南 肇） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 今の説明では、これはネットを介して寄附をいただいたときに、ネットの運営会社に対するこれは、じゃあ報償で支払うという見方でしょうか。それで、寄附者に対してはお返しとか報償費的なものはないということでしょうか。そこら辺もう一度、再度お願いします。

○議長（南 肇） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） ことしの6月からまた新たなふるさと納税の制度といいますか、インターネットを介してした場合、智頭町においでいただくということを前提にいろいろなコースを設けております。そういう加入促進を取り扱っていただいております、私どものシステムを開発いただきました会社のほうがふるさと納税の会員を多く募集して、現状ではなかなかホームページ上、インターネット上では寄附が集まらないということで、より加入促進をしていただこうと、その中で加入していただいた方のその金額に対して報償金を支払っていただくということで、加入された方には当然、今までのように3割の特産品なり、それからセラピーでありますとか民泊の体験をしていただくということは、変わってはおりま

せん。

○議長（南 肇） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） では、そうすれば、今、例えばこの30万ネットで寄附をいただいて、その半分をそのネットの運営会社に支払って、さらにその本当に寄附をしていただいた方に智頭町の特産品なり売っていくということになれば、ほとんど智頭町には、これは手元には残らないような形になるんじゃないでしょうか。そこら辺の懸念はないのでしょうか。

○議長（南 肇） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 歳入に上がっております寄附のほうは、全くこのふるさと納税とは別のものでございますので、あくまでも現在、ふるさと納税で納税をしていただいた方に対して特産品は今までどおりでございますし、より多く加入促進をするために、そのネット上で取りまとめいただいている企業のほうにある程度の報償をして、多くふるさと納税していただくということで今回予算化したものでございます。

○議長（南 肇） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 若干誤解があったようですので、再度。

じゃあ、そのネットの運営会社の多分、歩合といったらちょっと表現がいいかどうかわかりませんが、額に対してどのぐらい支払うような仕組みになっているのでしょうか。

○議長（南 肇） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 5%程度で報償を考えて今おるところです。

○議長（南 肇） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） では、5%で15万払うってということは、これの20倍のお金が智頭町に寄附されてくるというような見方でよろしいのでしょうか。

○議長（南 肇） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） はい、そのようにでございます。

○議長（南 肇） そのほかに。

5番、平尾議員。

○5番（平尾節世） 移住定住促進事業に900万円ちょっとぐらいの補正予算が組んでありますけれども、その中身に移住定住相談員の旅費っていうのがありましたけれども、移住定住相談員っていう方の説明をお願いします。

○議長（南 肇） 企画課長。

○企画課長（河村実則） 企画課におります臨時の、河村臨時職員の旅費でございます。

○議長（南 肇） 平尾議員。

○5番（平尾節世） 済みません、ちょっと間違えました。移住定住相談会というものの説明をお願い。これは例えば県東部とか、県であるとか、そういうもの、行政の会なんでしょうか。

○議長（南 肇） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 提案理由でも説明があったと思うんですが、1市4町で地方創生の上乗せやっております、その相談会で東京、大阪でございます。

○議長（南 肇） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

次に、衛生費から土木費の質疑を行います。質疑はありますか。

4番、中野議員。

○4番（中野ゆかり） 17ページの商工費、観光費、広域観光グランドデザイン負担金ということですが、これは地方創生の前倒しのどうのこうのという説明がありましたが、具体的にはどのような内容のことをやろうとされているのか、説明をお願いします。

○議長（南 肇） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） これは、地方創生の上乗せ分ということでございまして、現在定住自立圏等で1市4町やっておりますが、それに新温泉町、香美町を加えた1市6町で、今その観光ルートのグランドデザインを描いていこうかということで計上しております。以上です。

○議長（南 肇） 中野議員。

○4番（中野ゆかり） なので、その下のほうにも観光ルートの創出負担金というのがありますが、これとはまた別なんですよ。

それで、なので、企画を練っていること自体に発生するお金なのか、具体的に何か企画を練って印刷物をつくっていきましようやとかいうような、具体的なことまでも入っているものなのかどうか、そこの内容が知りたいなと思ったんですが。

○議長（南 肇） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） あくまでこれは地方創生の上乗せ分ですので、今も国のほうに提案しておるといことでございまして、内容的には、グランドデザインは調査研究といことで本年度は考えております。

それから、その下の海幸山幸観光ルートのことだと思んですけど、これは現在、Gバス等でやっておる、そういったのと並行してやっております。並行といひますか、そのものをこれに加えております。以上でございませう。

○議長（南 肇） そのほか。

5番、平尾議員。

○5番（平尾節世） 17ページの観光事業の中に柱祭りのミニチュアを1体だったのを2体にするといことなんですけども、そのミニチュアっていのはどういものなんでしょう。例えば、柱を大勢の人が担いでいるようなミニチュアとか、もうそういうのは決まっていますか。

○議長（南 肇） 河村企画課長。

○企画課長（河村実則） 前回の柱祭りのときに、駅前とそれから石谷家駐車場、特産村のところにあったと思んですけど、ああいったものを想定してあります。

○議長（南 肇） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めませう。

次に、消防費から教育費の質疑を行います。質疑はありますか。

11番、大河原議員。

○11番（大河原昭洋） 19ページの教育費の部分なんですけども、国際交流事業、楊口郡との青少年交流事業が中止したといことですけども、これはどうい理由だったのか、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○議長（南 肇） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） ことし、まずコロナウイルスが発生いたしまして、これにつきまして関係機関と協議した結果、やむなくこのたびは中止するといことに相なったわけでございます。以上です。

○議長（南 肇） 大河原議員。

○11番（大河原昭洋） てっきり外交的な問題なのかなと思ひて。確かにMERSがはやっておりましたし、今年度は智頭町から行くほうだったんですね、理

解しました。来年はまた行くということで、再開する予定だということでよろしいですね。

○議長（南 肇） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

次に、歳入を一括して質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

最後に、再度、一般会計全般にわたっての質疑を行います。質疑はありますか。

11番、大河原議員。

○11番（大河原昭洋） ちょっと聞くのを漏らしていたんですけど、20ページの教育費の体育施設費です。旧山形小学校の屋根が雨漏り工事の調査をしたら、いわゆる不良箇所が拡大してたということのようですが、もう少し具体的にちょっと教えていただけますか。

○議長（南 肇） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 予算編成を、予算組みをした段階におきまして雨漏り箇所を特定しておりました。しかし、一冬経過してみますと、雨漏り箇所が広がっておることが判明いたしまして、その結果、今回補正予算を組みまして、広がった雨漏り箇所を一括して修繕補修するというので、委託料、工事請負費をこのたびの補正予算で計上しておるところです。以上です。

○議長（南 肇） 大河原議員。

○11番（大河原昭洋） ちょっと時間が経過したことによって広がってたというふうな答弁でしたけど。

工事に入られる場合は、体育館の中身は使えるという、利用できるという理解でよろしいですか、使用中止とかそういうことじゃなしに。

○議長（南 肇） 西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 最大限、利用者に不便をかけないように調節しながら工事施行を行いたいと、このように考えております。

○議長（南 肇） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） これでは質疑は終わります。

日程第17、議案第82号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書のほうの24ページです。議案第82号 平成27年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

歳出につきましては、31ページをごらんいただきたいと思います。当初の提案理由にもありましたように、出産育児一時金の件数の見込み増に伴うものと高額医療費共同事業拠出金の額の確定に伴うもので、予算措置しております。

歳入につきましては、29ページをごらんください。それぞれのルール分である率と、あとは繰入金をもって措置しております。

以上で説明は終わります。

○議長（南 肇） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第83号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いいたします。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 予算書のほうでは33ページをごらんください。議案第83号 平成27年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

歳出につきましては、39ページをごらんください。介護保険支援費につきましては、町外の対象者の見込み増によって増額となっております。償還金につきましては、社会保険診療報酬支払基金の平成26年度返還金の確定によるものです。

財源につきましては、38ページをごらんください。歳入につきましては、繰入・繰越金で措置しております。また、制度改正に伴うシステム改修の国庫補助の事業が確定したものにより、繰入金の事務費については減っております。

以上で説明を終わります。

○議長（南 肇） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第84号 平成27年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いいたします。

藤森水道課長。

○税務住民課参事兼水道課長（藤森啓次） 失礼いたします。議案第84号 平成27年度智頭町水道事業会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

1ページはぐって3ページをごらんください。歳出であります。営業費用の中で原水及び浄水費の動力費、これはテクノパーク系列の動力費を追加計上させていただきました。また、配水及び給水費の修繕料につきましては、本年度修繕が若干多く発生いたしましたので、その分を年度末までの分を補正で計上させていただきました。

財源につきましては、その下の4番の予備費をもって充てております。

以上であります。

○議長（南 肇） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第85号 平成27年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の補足説明をお願いします。

寺谷病院事務次長。

○病院事務次長（寺谷和幸） 議案第85号 平成27年度智頭町病院事業会計補正予算（第1号）。

補正予算書の7ページをごらんください。収入ですけれども、他会計補助金のところでも、院内保育の増加に伴う繰入金の増額をしているところであります。

それから、1枚はぐっていただいて、8ページになります。資本的支出のところですけども、資本的支出のところでは、新会計制度に伴う措置と看護師奨学金に当初では1名の奨学金を組んでいたわけですけども、2名の方からの奨学金の申し込みがありましたので、1名分を増額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（南 肇） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第86号 智頭町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） それでは、議案書13ページから15ページをごらんください。議案説明資料概要書では1ページのほうをごらんください。議案第86号 智頭町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてでございます。

これにつきましては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定されております鳥獣被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等、鳥獣被害対策の実践的な活動を行う鳥獣被害対策実施隊を設置するため、必要事項を定めるものでございます。

概要につきましては、智頭町鳥獣被害防止計画に基づく被害防止施策等の実践的な活動を行う智頭町鳥獣被害対策実施隊を設置するため、職務、任用等、必要事項を定めるものです。

また、今回制定する条例におきまして、実施隊員の報酬につきましては、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に定めるところによるとしておりますので、あわせてこの一部を改正し、鳥獣被害対策実施隊員の報酬、1日につき5,000円を定めるものでございます。施行期日は平成27年10月1日でございます。以上でございます。

○議長（南 肇） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

4番、中野議員。

○4番（中野ゆかり） 大体隊員の数は何人ぐらいを想定しているものなんですか。

○議長（南 肇） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 今回制定して組織をするわけでございますけども、当面は、現在狩猟免許を持っております町の職員4名程度で組織し、後に必要に応じて、それ以外に例えば猟友会員でありますとか、そういった資格を持っていらっしゃる方を随時隊員のほうになっていただきたいというふうに考えております。人数につきましては、今、何名というようなことは想定をしておりません。

○議長（南 肇） 中野議員。

○4番（中野ゆかり） ほかの市町村のことを調べましたら、おおむね40名とか70名とかそういうような単位だったので、4名と聞いてちょっとびっくりしております。

それで、ちょっと流れ的なことがよくわからないのですが、例えば、町長がこの計画に従って、この日にいろいろな柵を設置してくださいとか捕獲してくださいとか、そういう指示が出て、それでこの隊員がその日に集まり、それで行動する。行動した日に報酬が支払われるというような、そのような流れなんですか。ちょっとその流れ的なものがわからないもので、説明をお願いします。

○議長（南 肇） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 町長は、隊員の任用につきましては指名ということでされますけども、実際にその職務の遂行に当たりましては、この日に何々をなさいというような一斉に活動するというようなものではなく、隊員はそれぞれの状況に応じて、この議案資料14ページの第2条に職務ということで書いてございますとおり、有害鳥獣の生息状況、それと被害の発生時期及び被害状況等の調査ということでやっておりますので、この日にこうなさいというようなものではなくて、こういった業務をしてくださいということで対応をお願いするように考えております。

○議長（南 肇） 中野議員。

○4番（中野ゆかり） そうしたら今でも、ですから猟友会の会員として個人が、例えば捕獲とかいうことを活動しておりますよね。個人で捕獲した場合、鹿が1

頭幾らですよとか、そういうような捕獲金もいただけるじゃないですか。それでこの隊員として、隊員であり、個人のその猟友会の会員でありというような、何かその線引きというのがわかりにくいのではないかなと思うんです。なので、その実施隊として活動しました、そしたら報償費が1日5,000円いただけます、ただそれだけなのか、それとも、ただそれだけと、個人で活動しました、鹿とかが捕獲できました、そしたら個人のほうが多分、お金的には高いと思うんです。そこのところはどのような仕分けになるんですか。

○議長（南 肇） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 報酬につきましては、今、議員がおっしゃりますとおり、個人のほうがされたほうが経費的には高いものがもらえると思います。

それで、この実施隊の役割といたしましては、いろいろ被害状況の把握から個体の捕獲までいろいろあるわけなんですけども、実際にこの町内全域を見た場合に、猟友会員の方がいらっしゃらない地域というものもございます。そういったようなエリアというのは今、実際手薄な状態になっておりますので、こういったところにこの実施隊というところに入って行って、おりを設置したりして対応していくということになります。

それで、個人の方というのは、やはり狩猟です、趣味といいますか、個人の狩猟の場合、それか、あるいは町のほうの委託の有害駆除、どちらかだと思いますので、これに加えて、今度はこの実施隊というものの依頼であれば、個人ではなく、この実施隊ということで、この5,000円で、例えばここにおりを設置して来てくださいというようなことの費用になるというふうに考えております。

○議長（南 肇） 中野議員。

○4番（中野ゆかり） 次の質問なんですけど、これは職務その他もろもろあるんですけど。この隊員の任期というのが条例では書いてはありませんが、任期を記載する必要があるのではと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（南 肇） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） この条例のほうでは、今、任期はいつというふうには決めてはございませんけども、別途任期、どれくらいというのを今後検討しまして決めていきたいというふうには考えております。

○議長（南 肇） ほかにありませんか。

1番、高橋議員。

○1番（高橋達也） 法律がこの平成19年にできておるんですが、今やっと結成しようかという、間の何か今まで結成できなかった何か理由がありましたでしょうか。

○議長（南 肇） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 今、議員ご指摘のとおり、平成19年にこの法律が定められまして、その後いろいろこの実施隊については指導があったわけなんですけども、平成24年に国のほうの指針が改正されまして、市町村の役割というのが明確になってくる中で、こういった実施隊の設置が求められてきておりました。

さらに、24年度以降、実際のこの補助事業、交付金事業でありますとか実際の駆除対策に関しましても、この実施隊というものがあるかないかということも審査の対象にもなってきておりました、年々その実施隊の位置づけというものが明確になってきておる中で、智頭町のほうもその24年の指針の改正後、少しおくれましたが27年に設置して、引き続き交付金事業等の活用もスムーズにしていきたいというふうなことで今回設置をすることといたしました。

○議長（南 肇） ほかにありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） この隊員ですね、町職員のうち町長が指名する者の中に、これは例えば地域おこし協力隊員もこの範疇に入っているんでしょうか。

○議長（南 肇） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） 今回この実施隊の任務の中に個体の捕獲等もございまして、狩猟免許を持った職員というふうにございますので、協力隊でも全員が持っているわけではありませんので、狩猟免許を持った職員というふうにございます。

○議長（南 肇） そのほかありませんか。

4番、中野議員。

○4番（中野ゆかり） 何となくわかってきたんですけど、もうちょっと具体的に教えていただきたいんですけど。例えば、カラスの捕獲とかいうことで年に一、二回やっていますよね。こういうのも実施隊の方に依頼して、これからできるようになるってということですかね。

○議長（南 肇） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） やり方については、やることは可能だとは思いますが、やはりカラスの一斉捕獲につきましては大規模に町内全域で行っておりますので、それと銃猟でありますので、猟友会のほうの協力を得ないとこの自治体ではなかなか実際には難しいんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（南 肇） 中野議員。

○4番（中野ゆかり） この実施に当たっては、実施隊の活動のために市町村が負担した経費の8割が交付税措置されるということで、国のほうがそうなっていますが、例えばこの隊員の報償費なんかも対象になるのでしょうか。

○議長（南 肇） 上月山村再生課長。

○山村再生課長（上月光則） はい、そのように考えております。

○議長（南 肇） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第87号 智頭町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

議案の説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書の16ページをごらんください。議案第87号 智頭町個人情報保護条例の一部改正について。17ページ以降で説明をさせていただきます。なお、資料は1ページでございます。

まず、17ページの第2条です。定義として、第2号に特定個人情報、これはこれから割り当てられます個人番号及び個人の情報、基本の4情報ですが、住所、氏名、生年月日、性別、そういったものを特定個人情報ということで定義づけてここに明記しております。

その下の第3号、情報提供等記憶。例えば、国の機関に地方公共団体が提供した特定個人情報を記録したもの、これがいわゆる情報提供等の記録ということで定義をいたしております。

17ページの下の方でございます、第8条、これは改正によります規定の整理によるものでございます。

それから、次に18ページでございます。第8条の2、それから第8条の3及び第8条の4、この条項につきましては、特定個人情報の利用及び提供の制限と

いうものを新たに定めたものでございます。

次に、19ページをごらんください。第23条第4項及び次の第25条、これにつきましては、この条例改正によりまして規定の整理を行ったものでございます。

次に、19から20ページにわたりますが、第25条の2、これにつきましては、特定個人情報に係る利用停止請求について、新たに定めるものでございます。なお、条文中、情報提供等、記録された個人情報については、利用停止請求の対象としないことというのを規定を盛り込んでおります。

それから、20ページの第26条、これは条文の整理を行うものでございます。

第37条につきましては、特定個人情報については、他の法令等により開示することとされている場合であっても、智頭町個人情報保護条例の規定により開示することができる、こういう規定ということになっております。

なお、施行日は、この番号法が施行されます平成27年10月2日ということで施行日を設けております。以上でございます。

○議長（南 肇） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第88号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 議案書の22ページをごらんください。議案第88号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部改正について。

条例のほうは23ページからでございます。資料は2ページをごらんください。これにつきましては、被用者年金制度の一元化等を図るために、厚生年金保険法等の一部を改正する法律が制定されました。これによりまして、公務員の年金制度が厚生年金保険に一元化されることに伴いまして、条文中にもありますように、国家公務員等共済組合法でありますとか地方公務員法と、それから共済組合法、国家公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法等、こういうものを削除し

て変更するものでございます。23ページ、第1条は、そのための議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を改正いたします。あわせて第2条として、24ページです、職員の再任用に関する条例について、二つの条例を合わせて厚生年金法に基づく関係条文を整備するというところでございます。

なお、施行日は、平成27年10月1日であります。以上であります。

○議長（南 肇） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） 職員の再任用のことについてお聞きしますが、民間では希望すれば65歳まで再雇用されるという規定があるんですが、これはこの公務員、智頭町の職員でもそういう考え方でこの再任用というようなことが行われているのか、ここら辺についてはどういう状況になっているのでしょうか。

○議長（南 肇） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） 65歳までの任用ができるということで定めております。

○議長（南 肇） 岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） だったら、希望すれば、今、職員がね、あとじゃあ自分は65歳まで働きたいんだという希望があれば、60歳で一旦定年というか、そこで区切って再任用という仕組みが現実に行われているのでしょうか、まだ仕組みがあるというだけなんのでしょうか、そこら辺はどうでしょう。

○議長（南 肇） 葉狩総務課長。

○総務課長（葉狩一樹） この条例改正とは、先ほどのご質問のほうは条例改正にかかわるものではございませんが、参考のために、再任用という制度はございます。ただ、それを再任用するかどうかというのは、また制度としてはありますが、それはそのときの状況に応じて再任用するというものでございます。

○議長（南 肇） 岸本議員、今のはちょっと再任用の意味が違いますので、よろしくお願いします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

日程第24、議案第89号 智頭町手数料徴収条例の一部改正についてを議題

とします。

議案の補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部 整） 失礼します。議案の27ページをごらんいただきたいと思います。議案第89号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案説明資料のほうでは2ページでございます。また、議案につきましては、詳細につきましては、はぐっていただいて28ページから29ページでございます。

この改正は、個人番号法が施行すること、それから、住民基本台帳の一部が改正されましたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

個人番号、いわゆるマイナンバーであります。社会保障、税、災害対策の分野で効率的に個人の情報を管理し、活用するため、国民一人一人に付番される12桁の番号であります。27年10月から個人番号通知カードが交付されることにより、本人に通知されます。また、28年の1月からは、この番号の利用が開始しまして、本人の申請により個人番号カードが発行され、町が交付を行うこととなります。この個人番号通知カード、それから個人番号カードとも初回の交付に係る経費は全て国が負担することになっておりまして、初回の交付手数料は無料ですが、紛失、焼失、毀損などによって再交付する場合には国庫補助の対象とはなりません。このため個人の負担を求めることとなります。よって、国から示されている再交付手数料の相当額であります。個人番号通知カード500円、個人番号カード800円、このものをそれぞれ再交付手数料額として規定するものであります。

また、個人番号カードは、発行されることに伴いまして、住民基本台帳カードの発行が平成27年12月で終了します。そのため新たに交付することがなくなりますので、住民基本台帳カード交付手数料に係る規定につきまして削除するものであります。以上であります。

○議長（南 肇） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありませんか。

7番、岸本議員。

○7番（岸本眞一郎） これから通知カードが配られるということですが、この

通知カードというものは、そのカードで自分の個人番号を申請するときの必要書類だという捉え方でよろしいんですか。そこら辺について、もう一度お願いします。

○議長（南 肇） 暫時休憩します。

休 憩 午後 1時43分

再 開 午後 1時45分

○議長（南 肇） 休憩前に引き続いて会議を始めます。

岸本議員、これは、所管なりでのところでマイナンバー制度のことについてはまた質疑をしていただきますようによろしくお願いします。よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

日程第25、議案第90号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

議案の補足説明を求めます。

國政福祉課長。

○福祉課長（國政昭子） 議案書の30ページをごらんください。議案等説明資料については3ページとなります。議案第90号 智頭町特別医療費助成条例の一部改正について。これは、ことし6月に鳥取県特別医療費助成条例が議決されたことに伴い、医療費の助成を拡大し、子育て世代の負担軽減を図るため、子どもに係る特別医療の助成対象を拡大するというもので、県条例に伴ってするものです。

内容としましては、子どもに係る特別医療の助成対象、現在が15歳までとなっておりますが、これを18歳に引き上げるものです。施行期日につきましては、28年の4月1日に全県下で施行されるということになります。

以上で説明を終わります。

○議長（南 肇） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

日程第26、議案第91号 智頭町教育委員会委員の任命についてを議題とし

ます。

議案の補足説明を求めます。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 議案第91号 智頭町教育委員会委員の任命について。  
大阪府堺市西区浜寺船尾町船尾町西1丁目27番地6、徳永起宏、昭和32年4月25日生まれ。以上でございます。

○議長（南 肇） 説明は終わりました。

西沖教育課長。

○教育課長（西沖和己） 失礼しました。補足説明が足りておりませんので、追加で説明させていただきます。

先ほど住所、氏名、生年月日を読み上げましたが、次の者を智頭町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。以上です。

○議長（南 肇） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 質疑なしと認めます。

#### 日程第27. 陳情について

○議長（南 肇） 日程第27、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであります。所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、9月12日から9月13日までの2日間及び9月15日から9月24間での10日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 肇） 異議なしと認めます。

よって、9月12日から9月13日までの2日間及び9月15日から9月24

日までの10日間を休会したいと思います。

9月14日は、午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は各委員会等を開き、付託案件の審査をお願いします。

来る9月25日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散 会 午後 1時52分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成27年9月11日

智頭町議会議長 南 肇

智頭町議会議員 高 橋 達 也

智頭町議会議員 大 藤 克 紀